

広島市告示第380号
令和8年8月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和8年8月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別 紙)

区 分	下 水 を 排 除 す る 区 域		排 水 施 設 の 方 式
	区 名	町 名	
汚水及び 雨水を排除	佐伯区	五日市町大字皆賀の一部	分 流
汚水を排除	安佐南区	八木九丁目、長楽寺一丁目、大塚東二丁目及 び大塚西一丁目の各一部	
	安佐北区	狩留家町及び大林一丁目の各一部	
	佐伯区	五日市町大字石内、石内東一丁目、石内東二 丁目、石内東三丁目、石内東四丁目及び城山 二丁目の各一部	

広島市告示第381号
令和8年8月20日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和8年8月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別 紙)

下 水 を 処 理 す る 区 域		終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	
安佐南区	八木九丁目、長楽寺一丁目、大塚東二丁目及び大塚西一丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	狩留家町及び大林一丁目の各一部	
佐伯区	五日市町大字石内、五日市町大字皆賀、石内東一丁目、石内東二丁目、石内東三丁目、石内東四丁目及び城山二丁目の各一部	